

地域別最低賃金と金属産業の特定最低賃金											
都道府 県名	種類・産業	最低賃金額		都道府 県名	種類・産業	最低賃金額		都道府 県名	種類・産業	最低賃金額	
		2017	2018			2017	2018			2017	2018
北海道	地賃	810	835	新潟	地賃	778	803	島根	地賃	740	764
	鉄鋼	927			電気機械	870			鉄鋼	859	
	電気機械	842			自動車小売(新)	877			一般機械	841	
	輸送機械(船)	845			地賃	795	821		電気機械	775	
青森	地賃	738	762	富山	輸送機械(車)・ 一般機械	864			輸送機械(車)	833	
	鉄鋼	855			電気機械	800			自動車小売(新)	812	
	電気機械	785			石川	地賃	781	806	地賃	781	807
	自動車小売	817				一般機械	880		鉄鋼	916	
岩手	地賃	738	762	電気機械		826		一般機械	892		
	鉄鋼・金属製品	809		輸送機械(車)		880		電気機械	830		
	精密機械	790		福井	地賃	778	803	輸送機械(車)	877		
	電気機械	775			一般機械	844		輸送機械(船)	909		
自動車小売	819		電気機械		820		地賃	818	844		
宮城	地賃	772	798		山梨	地賃	784	810	鉄鋼	922	
	鉄鋼	872		電気機械		869		金属製品	882		
	電気機械	819		輸送機械(車)		875		一般機械	890		
	自動車小売	840		地賃		795	821	電気機械	851		
秋田	地賃	738	762	長野	一般機械・輸送用機械	865		輸送機械(車)	870		
	非鉄金属	851			電気機械・精密	854		輸送機械(船)	912		
	電気機械	786			地賃	800	825	自動車小売	868		
	輸送機械(車)	822			電気機械	846		地賃	777	802	
自動車小売	814		岐阜	輸送機械(車)	890		鉄鋼・非鉄	913			
山形	地賃	739		763	輸送機械(航)	931		電気機械	839		
	一般機械	816			静岡	地賃	832	858	輸送機械	883	
	電気機械	800				鉄鋼、非鉄金属	898		地賃	740	766
	輸送機械(車)	815		輸送機械・一般機械		911		一般機械	877		
自動車整備	819		電気機械	882			電気機械	841			
福島	地賃	748	772	愛知	地賃	871	898	地賃	766	792	
	非鉄金属	847			鉄鋼	941		一般機械	890		
	精密機械	832			一般機械	911		電気機械	841		
	電気機械	798			精密機械	875		輸送機械(船)	903		
	輸送機械	834			電気機械	883		地賃	739	764	
	自動車小売	831			輸送機械	919		一般機械	877		
茨城	地賃	796	822	自動車小売(新)	904		電気機械	849			
	鉄鋼	892		三重	地賃	820	846	輸送機械(船)	886		
	一般機械	859			電線・ケーブル	881		高知	地賃	737	762
	電気機械・精密	855			電気機械	867			電気機械	776	
栃木	地賃	800	826		滋賀	輸送機械	902		福岡	地賃	789
	一般機械	869		地賃		813	839	鉄鋼		927	
	精密機械	869		一般機械		891		電気機械		881	
	電気機械	869		電気機械・精密		875		輸送機械		902	
	輸送機械(車)	875		輸送機械(車)		896		自動車小売(新)	892		
群馬	地賃	783	809	京都	地賃	856	882	佐賀	地賃	737	762
	鉄鋼	876			金属製品	902			一般機械	827	
	一般機械	865			電気機械	900			電気機械	795	
	電気機械	865			輸送機械	907		地賃	737	762	
	輸送機械	865		自動車小売(新)	860		長崎	一般機械	846		
埼玉	地賃	871	898	大阪	地賃	909		936	電気機械	785	
	非鉄金属	904			鉄鋼	926			輸送機械(船)	846	
	精密機械	917			非鉄・電線	910			地賃	737	762
	電気機械	909			一般機械	912		熊本	電気機械	782	
	輸送機械	918			電気機械	910			輸送機械	832	
自動車小売	916		輸送機械(車)	914		大分	地賃		737	762	
千葉	地賃	868	895	自動車小売	910			鉄鋼	887		
	鉄鋼	938		兵庫	地賃		844	871	非鉄金属	866	
	一般機械	902			鉄鋼		922		電気機械	784	
	精密機械	887			一般機械		900		輸送機械	833	
	電気機械	906			精密機械	855		自動車小売(新)	799		
自動車小売(新)	900		電気機械	852		地賃	737	762			
東京	地賃	958	985	輸送機械	933		宮崎	電気機械	755		
	鉄鋼	－		自動車小売	861			自動車小売(新)	784		
	一般機械	－		奈良	地賃	786		811	地賃	737	761
	電気機械	－			一般機械	860		鹿児島	電気機械	765	
	輸送機械	－			電気機械	849			自動車小売(新)	799	
地賃	956	983	自動車小売		851		地賃		737	762	
神奈川	鉄鋼	－		和歌山	地賃	777	803	沖縄	自動車小売(新)	750	
	電線・ケーブル	－			鉄鋼	895					
	一般機械	－			地賃	738	762				
	電気機械	－		鳥取	電気機械	774					
	自動車製造	－									
	自動車小売(新)	－									

(注) 1.いずれも時間額。 2.特定最低賃金は、2018年度に金額改正・新設の申出を行った最低賃金。
3.－は、地域別最低賃金を下回り、無効となっているもの。



全日本金属産業労働組合協議会(金属労協/JCM) 議長 高倉明
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10宝明治安ビル4階
TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 E-MAIL seisaku@jcmetal.jp
問い合わせ:金属労協政策企画局

金属産業で働く仲間の賃金の底上げで、 金属産業全体の持続的な成長を

特定最低賃金の
維持・強化に向けて

金属産業には、特定最低賃金がある

- 最低賃金制度は、最低賃金法に基づき賃金の最低限度を定め、会社はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。都道府県ごとに決定され、**すべての働く者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の業種や職種に適用される「特定最低賃金」**があります。
- 「**特定最低賃金**」は、**産業の労使が、地域別最低賃金を上回る最低賃金が必要であると認めた場合に設定**されています。
- 特定最低賃金は、全産業で233件ありますが、このうち7割を超える169件が金属産業にかかわる最低賃金です。

	法定最低賃金		企業内最低賃金協定
	地域別最低賃金	特定最低賃金	
意義・役割	憲法で定められた「 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利 」を保障するための社会的な仕組み	労使対等の交渉で決定された賃金水準を産業全体に波及させることにより、 賃金格差の是正と公正な市場競争を促し、産業の持続可能性を高める ための仕組み	企業内の賃金の最低額を保障することで、 安心・安定を確保する
決定方式	行政の諮問による審議会方式	関係労使の申出・審議による審議会方式	会社と労働組合が締結
決定条件	決定を義務づけ	労使が必要と認める場合に設定	労使合意
決定単位	都道府県ごと	産業ごと(都道府県ごと)	労使で決定
適用対象者	全ての労働者 国籍、雇用形態、勤務形態を問わない。障がい者、外国人技能実習生にも適用される。派遣労働者は、派遣先の事業所の最低賃金が適用される。	基幹的労働者 左記のうち、18歳未満、65歳以上、軽易業務等を除く。	企業内 組合員対象のもの、全従業員対象のもの、年齢別最低賃金等、会社により異なる。
罰金	最低賃金法により、上限1件50万円	労働基準法の賃金の全額払い違反となり、上限1件30万円	労働基準法の賃金の全額払い違反となり、上限1件30万円

金属産業の持続的な成長には、特定最低賃金が貢献

- 日本の基幹産業である金属産業の労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、**産業の魅力を高め、人材を確保**する必要があります。
- しかしながら、金属産業は、**グローバル経済の下で熾烈な国際競争**を繰り広げていることによる**賃金の下押し圧力**があり、**「低賃金・低生産性」産業に陥ることを防ぐ**必要があります。

特定最低賃金が貢献

- 特定最低賃金は、組織労働者が労使交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に波及させることによって、**企業の枠を超えて、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規労働者の賃金格差を是正**しています。
- 金属産業の強みである**バリューチェーンの各プロセス・分野の企業が、それぞれ付加価値を適正に確保し、産業内の公正競争を確保**することで、**バリューチェーン全体の健全な発展**を促す役割を果たしています。

企業内最低賃金協定の締結と引き上げが、特定最低賃金を通じて、 同じ産業で働く仲間の賃金の底上げにつながっている

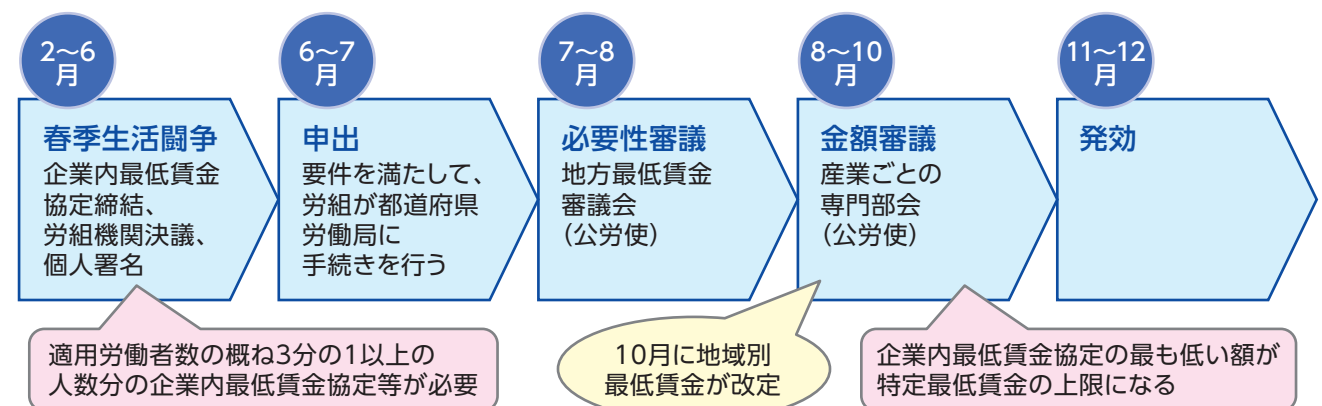
企業内最低賃金協定の締結拡大と水準引き上げが不可欠

- 特定最低賃金は、企業内最低賃金協定の締結など、労働組合の取り組みが不可欠です。
- 労働組合が春季生活闘争で締結した**企業内最低賃金協定**は、特定最低賃金の新設や金額改正を行うための**合意労働者数としてカウント**(※1)され、**特定最低賃金を設定するための根拠**とされています。このため、**企業内最低賃金協定の締結組合数をより一層拡大する**必要があります。
- また、**企業内最低賃金協定のうち最も低い水準が、特定最低賃金の上限**になります。このため、**翌年の地域別最低賃金の改定後の水準を想定して、それを相当程度上回る水準で、企業内最低賃金協定を締結する**必要があります。地域別最低賃金決定後に、特定最低賃金の審議を行うため、先に決まった地域別最低賃金が、いったん特定最低賃金を上回った場合、使用者側が特定最低賃金の金額改正に強く抵抗する可能性があるからです。

(※1):労働協約ケース(企業内最低賃金協定のみによる申出)の新設は、適用労働者数の2分の1、金額改正は概ね3分の1以上の人数分の企業内最低賃金協定が必要。公正競争ケース(企業内最低賃金協定の他に、労働組合の機関決議、個人署名を含めた申出)の新設・金額改正は、適用労働者数の概ね3分の1以上。



特定最低賃金の決定の流れ



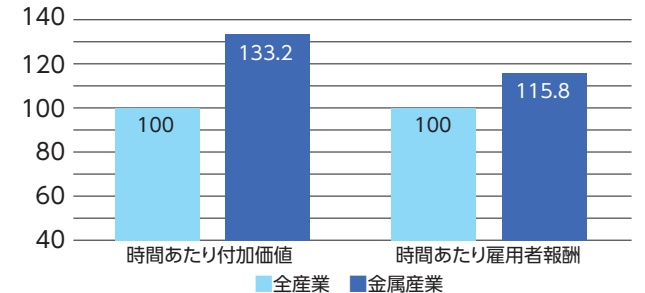
特定最低賃金は、金属産業の「労働の価値」にふさわしい水準をめざす

9月以降、金額審議が本格スタート!

- 企業の枠を超えて、「同一価値労働同一賃金」を基本とした均等・均衡待遇を実現するため、**企業内最低賃金協定の水準**をめざします。
- 「人への投資」及び「公正競争確保」の観点から、日本の基幹産業である**金属産業の「労働の価値」にふさわしい賃金水準**をめざします。
- **地域別最低賃金に対して「少なくとも10%以上上回る水準」**を確保します。

- 国民経済計算で労働時間あたりの付加価値(国内総生産)を比較すると2016年には、金属産業は、全産業を33.2%上回っている状況にあります。
- これに対し、金属産業の労働時間あたりの雇用者報酬は、全産業を15.8%上回っているに過ぎません。
- 金属産業を対象とする特定最低賃金が、全産業を対象とする地域別最低賃金を「少なくとも10%以上上回る水準」を確保するのは当然です。

労働時間あたりの付加価値と雇用者報酬



地域別最低賃金の引き上げ額以上の引き上げをめざす

- **企業内最低賃金協定の水準**をめざし、**金額水準(絶対額)**を重視した審議を求めます。
- 地域別最低賃金に対する優位性を確保するよう、**地域別最低賃金の引き上げ額以上の引き上げ**に全力で取り組みます。審議が難航する場合には、特定最低賃金引き上げ額と**地域別最低賃金引き上げ額との差を、前年よりも着実に縮小**します。2017年度には、平均で前年プラス2円の引き上げ額を確保したことなども踏まえ、**少なくとも前年を上回る引き上げ額を確保**します。

特定最低賃金の引き上げが地域別最低賃金よりも低いとどうなる?

経営者団体「地域別最低賃金を下回った特定最低賃金は廃止を含めて検討すべき」

地域別最低賃金の引き上げ額 > 特定最低賃金の引き上げ額

地域別最低賃金の水準 > 特定最低賃金の水準

特定最低賃金が一旦無効になる

使用者側の反対で金額改正ができない恐れが強まる

地域別最低賃金の引き上げ額は2016年以降3%程度 (円)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
水準	764	780	798	823	848	874
引上額	15	16	18	25	25	26

(注) 1. 水準、引き上げ額は、全国加重平均。 2. 資料出所：厚生労働省

特定最低賃金の引き上げ額は改善しているが、地域別最低賃金を下回っている

